

一般社団法人 日本UAS産業振興協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本UAS産業振興協議会と称し、英語では Japan UAS Industrial Development Association (JUIDA)と表記する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は会員相互の協力により、近年飛躍的な発展を遂げている次世代移動体システム(Advanced Mobility Systems、略して「AMS」という。)の、民生分野および防災分野における積極的な利活用を推進するとともに、AMSの応用技術の研究開発、人材育成、環境整備に努め、AMS関連の新たな産業・市場創造、健全な育成と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) AMSに関する各種ガイドラインの策定と管理
- (2) AMS操縦者の養成と資格認定
- (3) AMS の民生分野および公共分野での活用に関わる応用技術の研究開発支援
- (4) AMS の調査研究の実施および調査研究の受託ならびに研究誌の刊行
- (5) AMS の民生分野および公共分野への普及に資する情報提供、海外視察団の企画、イベント、セミナーの企画開催
- (6) AMS 試験飛行場の運営
- (7) AMS 関連事業を行う中小ベンチャーの支援
- (8) 内外の AMS 関連諸機関、団体、研究機関、教育機関等との情報交換、連携および協力

- (9) AMS 産業の発展に必要なインフラ整備
- (10) AMS 産業に関連した国際標準化活動
- (11) 無人航空機操縦士の教育に関する事業
- (12) その他、本会の目的達成に必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に公告する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、入会した団体
- (4) 公共会員 当法人の目的に賛同し、入会した公益団体、学校、自治体、政府機関
- (5) ボランティア会員 当法人の災害支援活動(無償)に賛同し、入会した団体

(入社)

第7条 前条第1号に定める正会員を、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- 2 会員となるには、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第8条 会員は、理事会において別に定める会員規則にしたがい入会金および会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（資格喪失）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。なお、資格を喪失した場合は、その旨会員に通知するものとする。

- （1）前条にしたがい、退会したとき
- （2）成年被後見人または被保佐人になったとき
- （3）死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき
- （4）第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- （5）次条により、除名されたとき
- （6）総社員が同意したとき

（除名）

第11条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。また、除名された社員にはその旨を通知するものとする。

- 2 前項により、社員を除名する場合には、社員総会の日から一週間前までに当該社員にその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 当法人の正会員以外の会員について、除名すべき正当な事由があるときは、別に理事会が定める会員規則にしたがいその会員を除名することができる。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）

第12条 会員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

（社員名簿）

第13条 当法人は、社員の氏名または名称および住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

- 2 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面または電磁的

方法をもって議決権を行使することができる。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は社員総会ごとにしなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案をするに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者数の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権行使に関する基準日)

第21条 事業年度終了後の翌月末日現在における社員を、当該事業年度の終了後に招集される定時社員総会および次の基準日までに開催される臨時社員総会に関して議決権を有する社員とする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員等

（役員の設置等）

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を理事長とする。
- 3 理事のうち、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事、1名を事務局長とすることができる。

（役員の選任等）

第24条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および事務局長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務権限）

第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 事務局長は、当法人の事務局業務を執行する。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事または監事は、任期の満了または辞任後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事または監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第29条 役員の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- （1）自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- （2）自己または第三者のためにする当法人との取引
- （3）当法人がその理事の債務を保証すること。その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除または限定）

第31条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問および参与）

第32条 当法人に、顧問および参与を置くことができる。

- 2 顧問および参与は、学識経験者、有識者の内から、理事会の推薦により、理事長が委

嘱する。

3 顧問は、当法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 参与は、当法人の業務の処理に関して理事長の諮問に答える。

5 顧問および参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 理事会

（構成）

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）当法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長、副理事長、専務理事、常務理および事務局長の選定および解職

（招集）

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

（議長）

第36条 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

（決議）

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案

について、議決に加わることでできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第41条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第42条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- 3 当法人は余剰金の分配を行わない。

第7章 委員会

(委員会)

- 第43条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は理事とする。
 - 4 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分

の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体または学校法人に贈与する。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時の理事、設立時代表理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	鈴木 真二、千田 泰弘、岩田 拡也、熊田 知之
設立時代表理事	鈴木 真二
設立時監事	山中 武彦

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

(令和7年6月24日 改訂)